

6月11日付毎日新聞朝刊記事に対するコメント

参議院議員山田としお事務所

6月11日付毎日新聞朝刊に「自民・山田俊氏団体」が「脱法パーティー」5億円と題する事実無根記事が掲載されました。報道機関から質問が寄せられていますので下記のとおりコメントします。なお、政党支部は山田が代表者を務める政治団体であり、山田としお後援会は国会議員関係政治団体として届け出ている政治団体ですが、全国農政連とフォーラム21はそれぞれの設立趣旨に従って活動をされている政治団体であり、山田の政治団体ではありませんので、その活動の詳細については存じ上げませんことをご了承ください。

記

- 1 記者は、これらの政治団体が脱法パーティーをしているとの記事を書いています但那ような事実はありません。政治資金規正法は、政治資金パーティーの開催時期や開催態様について特に規制はしていません。山田の国会議員関係政治団体では法令に従い適正に政治資金パーティーを開催し、その収支を報告していると聞いております。
- 2 記者が「脱法」の根拠とするのは、本件記事およびそれまでの取材から、①寄付が禁止される補助金を受けているので政治資金パーティーを開催し政治資金を調達している、②選挙中の政治資金パーティーは公選法に抵触する、というものだと思います。
- 3 しかるに、記者がJA関係団体に取材してきた下記補助金は、いずれも政治資金22条の3の適用例外に当たる補助金とのことです。このことは、記者からの取材に対し、各団体から回答していたそうです。したがって、寄附禁止を脱法する必要はなく、本件記事は事実誤認と言わざるを得ません。

記者の質問は次のとおりです。

全中：平成25年度の経営所得安定対策推進事業補助金（①）

全農：平成25年度の畜産経営力向上緊急支援リース事業（②）

農林中金：平成25年度の農業近代化資金利子補給金事業（③）

しかし、②は間接補助金ですし、③は低利子で融資するための利子補給なのでいずれも22条の3の適用がないと回答したようです。

なお、記者は、①については、経営所得安定対策という国の事業実施のためにこれを啓蒙したりするための現場の推進活動等という公共性の高い事務を行うために生じた経費を補てんするものであるのですが、取材の過程で、農水省や総務省に、別の補助金を「政治資金規正法22条の3の適用の可能性があ

る」と勘違いしており、事実無根の記事またはそのような印象を与えないよう、再三注意を促していたと、全中から聞いております。全中から確認結果を記者に伝えたようですが、記者からは補助金が寄附禁止に該当するかは「問題の本質ではない」との最終通知をし、今朝の朝刊記事になったと聞きました。

- 4 また、公職選挙法は選挙中の政治団体の政治活動について規定を置きますが、各政治団体は法令に従いその範囲で政治活動をしているところであると聞いています。政談演説会に抵触しない態様や、マイクを使用しないなど配慮しながらセミナーなどを開催していたと聞いています。この点、本件記事に記者が総務省選挙課に取材した際のコメントが掲載されているようですが、記者が政談演説会の態様を前提に聞いてきたので「違反せずに通常の政治資金パーティーは開けない」とコメントしたようであり、そうであればこのコメント引用も不適切なものと言わざるを得ないと思います。
- 5 いずれにしましても、法令に従い適正に政治資金パーティーを開催していたとの報告を受けているところであり、不適切なコメントの引用なども含め本件記事は事実及び法令解釈を誤ったものと言わざるを得ません。

以 上